

『三国毘尼伝』にみる近世真言律の特徴について

藤 谷 厚 生

はじめに

『三国毘尼伝』（高野山大学所蔵・写本）は、高野山円通寺第九世・本初（密門）金剛（一七〇七〜一七八八）が著した真言律の典籍と考えられるが、この書物には三国を通しての律宗の流伝相承が記されているだけでなく、近世江戸期の真言律宗の復興とその立場が、詳細に述べられている。

言うまでもなく、近世期の戒律復興は京都槇尾山西明寺において、明忍律師が自誓受戒を行ったことに端を発している。これ以後、所謂律の三僧坊（西明寺・野中寺・神鳳寺）が成立し、ここを中心に多くの比丘が養成されることとなるが、これらのすべての比丘は自誓受による通受比丘であった。古来我が国において四分律では、通受で三聚淨戒を受けた後、さらに別受によって比丘の二百五十戒を具足するのが習わしであったが、近世期においてはほとんど別受が行われることなく、通受自誓によって比丘戒具足とする立場が最も流行した。

この通受自誓による比丘成性の立場こそ、西大寺・叡尊より流れる真言律の立場であり、江戸期の菩薩戒の流行は正にこの真言律に基づく受戒法でもあった。

『三国毘尼伝』には、こういった近世初期の真言律の展開、通受・別受の解釈など当時の真言律の状況を明らかにした記載が幾らか見られるので、これを資料としここでは当時の真言律またそこで行われる受戒の特性を考えてみたい。

一、江戸初期の律宗復興の展開

『三国毘尼伝』の「三国伝来興廃門」には、近世期の戒律復興の展開についての詳細な記載がみられる。そこに、

然るに慶長七年に至り、高野山晋海僧正の資に明忍なる者有り、西大寺の友尊、中山寺の慧雲と与に志を合して、槇尾山に於いて嘉禎の義風に効い通受の法に依て自誓進具す。

とある如く、その復興の流れは明忍律師が慶長七年（一六〇二）に京都槇尾山西明寺（平等心王院）において自誓受戒し、

通受比丘になったことにより始まる。これより後、まずこの西明寺が拠点となり、ここに受具し比丘になる者が多く出ることとなった。そういつた中で西明寺で受具した賢俊良永は、当時の西明寺僧坊との間に争論を起こした事が知られる。つまり「三國伝來興廢門」に

今自り以後、良永苾芻は自誓受の抛る所の文理に任せて、南山に帰り、真別処に於いて一夏竟離依止の法を建て、当に二利を護るべし。慧雲友尊の二苾芻は、律門五夏の文理を拠と為し、槇尾山に於いて五夏依止の軌を立て、心戒律を守るべし。

とあるように、その結末として幕命により賢俊に「一夏竟離依止の法」が許され、その後高野山に帰り円通寺（新別所）を復興し（二六一九年）、これを真言律の道場としたのであった。さらに賢俊は法隆寺北室院を兼務し、ここを万代不朽律の根本道場にするなど、新しい戒律復興の氣運がここに起る。この賢俊が宣揚した戒律の特徴は、四分律における五夏依止の規律を要しない「一夏依止」による極めて簡易化した比丘の僧制であった。そのため賢俊の下には宗派を問わず多くの僧が受戒に参集し、ここに一つの新しい戒律普及の動きが起こったのである。一方、賢俊の孫弟子であり、四分律に精通し自らも『随戒釈相要覽』など各篇の要覽を著した円通寺第三世の快円は、賢俊に始まる円通寺の戒律の簡易化の傾向に異を唱え、再び西明寺律僧坊の儀風に倣い、五夏已満を

嚴守する四分律に準じた律僧坊の創設を計つたのである。こうして快円の意図により、泉州大鳥の地に四方僧坊の律寺として、神鳳寺が再興されることになる。特に寛文十三年（一六七三）には幕府にも許可を受け、神鳳寺は「真言律宗南方一派」の総本寺として發展することとなる。また同じ頃、槇尾の真空了阿律師の弟子で西明寺で受具した慈忍慧猛は、後に西明寺を退衆し河内に青龍山野中寺を四方僧坊として再興し、野中寺一派を興すことになる。（二六七〇年）こうしてここに、西明寺・野中寺・神鳳寺の三僧坊が通受比丘養成の如法僧坊として成立し、多くの比丘を輩出するとともに、近世戒律復興の流れに大きな展開をもたらすこととなる。特に、神鳳寺派の快円は多くの僧に菩薩戒の授戒を行うことになるが、この快円から菩薩戒を受け、そのうえ泉州高山寺に神鳳寺派の恵海玄忍を招請し、通受自誓を行つた浄嚴覚彦からは如法真言律が興こるなど、大きな展開がみられた。こうした律の三僧坊においては、それらがみな如法僧坊（四方僧坊）であり、そこでは四分律（比丘）規定が遵守されたこと、また専ら通受自誓によつて三聚淨戒の（比丘）受具が行われたのであり、當時は別受（比丘三五〇戒）による受具は行われなかつたこと、また律僧坊として比丘の「五夏依止」が重視されたことなどが、その特徴としてあげられよう。以上当時の真言律の展開を图示すれば、およそ次のようになる。

(近世真言律の展開)

(如法真言律・靈雲寺)

浄厳・慧光：〔寂光〕

(大鳥山神鳳寺)

円忍・快円：〔慧麟〕：〔実相〕

(棋尾山西明寺)

(高野山円通寺)

明忍：賢俊・円忍・快円：妙瑞(八世)：本初(九世)：等空(松尾寺)

慧雲 (法隆寺北室院)

学如(福王寺)

友尊 賢俊：了性・円忍：真讓

(青龍山野中寺)

慈忍：慈門：戒山

二、通受自誓による受具とその解釈

さて、古来南都では、通受で三聚浄戒を受けた後、さらに別受による比丘の二百五十戒を受具する事が必須であったが、鎌倉期に覚盛・叡尊が出て戒律復興の新しい流れを起こしてからは、通受自誓によって比丘となる受戒法が重要な意味を持つようになる。先に、近世期においてはほとんど別受が行われることなく、通受自誓によって比丘戒具足とする立場が最も流行したと述べたが、『三国毘尼伝』の「通別二受行蔵門」には、この通受自誓による受具とその立場が述べら

れている。「通別二受行蔵門」には

問う。上来所説の通別二途、俱に苾芻戒を得、同く苾芻の性を成ず。・・・而るに、古来大小二宗を論ぜず、唯だ別受の法則、白四羯磨に乗って、通受三聚羯磨を用うるることなし。また、何が故に今時選つて盛んに通受を行じ、白四羯磨を用うるること稀なる耶。という発問があり、以下当時盛んであった通受自誓の根拠が論じられる。まず、受戒法には二法あるとし、別受戒法を顕示門、通受戒法を秘密門(穩秘門)とする。しかもこの二門とは、

顕示の中には、辟支仏と阿羅漢は皆な是れ福田と説く。其の煩惱尽きて余ること無きを以ての故に。秘密の中には、諸菩薩無生法忍を得て煩惱已に断ずれば、六神通を具へ衆生を利益すと説く。とあるように、顕示門(別受)は二乗の立場の戒法であり、穩秘門(通受)は菩薩大乘の立場の戒法という解釈をしている。また

律制の法白四羯磨は、從他に局し、自受を聴かず。通受は自誓と從他の二門を開く。斯に於いて、三国相承の顕示門別受伝戒は中古以来、師僧尽く滅し、戒行全く欠け授法断絶す。誠に夫れ法は、人に由つて興廢す。・・・此時に当たり、若し彼の隱秘門通受の軌、自誓の則に依行せざれば、何の日にか如法の律幢を建つことを得ん矣。是の故に中古来、専ら通受に依つて苾芻を成立す。此の隱秘門に於いて選つて顕露の風を成ず。寔に其れ、世尊隨宜の法門は隱顯自在にして行蔵無窮也。

とあるように、通受には自誓受戒法と従他受戒法があり、我が国中世以後は専ら戒師たる比丘もないわけであり、それ故通受（自誓）に依つて比丘となるのが通例であるという立場を明確にしている。さらに、「通別二受行蔵門」には、別受より通受の戒法が優位であるという立場が述べられる。

大乘の菩薩は、声聞が七支を制し別受は文の差別に随つて七衆の得戒を分かち、とは異なるが故に、已に十支を制し、意地を兼ねぬ。是の故に通受は一羯磨の文、心期の差別に随い、七衆の得戒を分かち。これに由つてこれを言わば、通受は本たり、不共にして、専ら意地に約す。意地なるが故に、隠秘し。隠秘なるが故に、別に菩薩僧を立てず。・・・凡そ、通受法成ずるに（或は）其れ真実を語る時は、則ち三聚の中、律儀戒の言下に已に広大無辺の自息惡戒を撰受す。

とあるように、別受戒は七支、つまり身語の七支を制する戒、身律儀・語律儀であるのに対して、大乘菩薩の通受戒は十支を制する遍律儀であり、まさに「通受を本とすべきであり、通受こそが大乘独自（不共）の受戒法であり、それは意業にも戒体をうる（遍律儀）」であるという立場が明らかにされている。ところで、こういった通受重視の立場は叡尊より起こつた西大寺一派の真言律の立場であることがわかる。西大寺一派では、通受の優位性を唱え、この通受のみによる比丘成性を正依とするのであるが、例えば西大寺・如空の著した

『菩薩戒問答洞義鈔』には、

当世の受戒は不共の通受を本と為す。兼ねて共門の別受を行ず。とあることや、さらに

問て曰く、通別二受到就いて無表に差別有りや否や。答て曰く爾り也。別受は三乘共戒なるが故に、無表なるは則ち七支なり。小乗は意地を制せざる故に。章に曰く、其れ苾芻苾芻尼戒に身三語四の七支律儀のみ有り。・・・通受は大乘不共の戒なるが故に、無表なるは則ち十支なり。大乘は意地を以て本と為すが故に。章に曰く菩薩律儀は十支を制す故に、色支は唯だ七、後三は非色なり。

とあるように、先の『三国毘尼伝』の本初金剛の通受法優位の解釈が、まさにこういった西大寺一派の戒律解釈の立場に依拠している点は大変重要であると言える。³⁾

むすび

以上述べたように、『三国毘尼伝』には、近世初期の真言律の展開、通受・別受の差別など、真言律の立場と特性が見られた訳である。江戸時代、先に述べた律の三僧坊が真言律と称しているのは、西大寺（真言律）の通受成性を正依とする義風に則つて通受自誓をもつて比丘と称する律宗を表しているわけで、宗派的に西大寺の末寺であるとか、真言宗に所属するということを示すものではない。それ故、これら三僧坊

は真言律と称するが、専ら「五夏依止」を重視し、その依用している所は四分律であり、(南山)律宗を標榜するものである。ただ、先に述べた賢俊が一夏(竟離)依止の法を立て、この流れから淨嚴の如法真言律や高野山円通寺から真言有部律を提唱する者が出たために、後に「真言律」そのものの語意が「真言宗の律」という意味を多分に含むようになった点、またそれ故、真言宗の立場から、律宗(四分律)とは一線を画した独自の戒律的立場を宣揚し、幾らかの論争を起こすこととなった点は、まさに重要であり明確にしておく必要があるように思われる。徳田明本氏はその著『律宗概論』において、この『三国毘尼伝』は如法真言律系の寂光と大鳥神鳳寺派の慧麟とが、持律における单持菩薩戒・篇聚戒論争を起した頃に、南山律の正当性を述べた典籍と評しておられるが、まさにこの書は近世期の真言律の立場とその正当性を著した書籍であり、当時の様相を知り得る上で重要な資料であると⁽⁴⁾言えよう。

1 拙著「近世初期における戒律復興の一潮流」(四天王寺国際仏教大学紀要・人文社会学部第三七号所載)に詳細は述べたので参照。

2 律三僧坊については、徳田明本著『律宗概論』六四〇頁以下、稻城信子編『日本における戒律伝播の研究』(元興寺文化財研

究所)などに詳しいので参照。

3 西大寺一派の通受成性については、前掲『律宗概論』五六頁〜五八頁、「近世初期における戒律復興の一潮流」十二頁、徳田明本著「南山律宗としての西大寺派について」(『南都仏教』十八所収)など参照。『菩薩戒問答洞義鈔』については、日本大蔵経第六十九巻・二九一頁、二九七頁参照。

4 前注2、また徳田明本著「单持菩薩戒の主張について」(『仏教学研究』三〇号・龍谷仏教学会編)など参照。

〈キーワード〉 真言律、通受自誓、五夏依止、『三国毘尼伝』
(四天王寺国際仏教大学講師)

dinous Buddhist iconographical images brought together in the maṇḍala of two worlds (*ryōgai mandara*). A comparison of changes in the iconography of the Besson Mandara with the Ryōgai Mandara brought back by Kūkai in 806 shows that special characteristics can be discerned through that one part of the structure. Therein the problem of Kantoku image lies; the evolution of worship is included. Several other issues in Japanese Buddhism, such as problems related to the *Besson zakki*, the Heian period books of esoteric iconographical drawings, and the iconographical sketches at Ninnaji and Daigoji, as well as worship are critically examined.

Attempts are also made to historically distinguish the iconography in Buddhist art from ancient to medieval Buddhist times, revealing in great detail the intricate relationship of compositional design and theory in images, esoteric Buddhist implements, Mandara, illustrations of Śākyamuni's life, and so forth.

150. The Features of Shingonritsu in the Edo Period Described in the *Sangokubiniden*

Atsuo FUJITANI

The *Sangokubiniden* was written by Honsho-kongo, the 9th chief-monk of Entsu temple on Mt.Kōya. In particular it describes the details of the restoration of the Shingonritsu in the Edo period and the sect's interpretation of the precepts. In those days the Betsuju (to receive precepts from other monks) had seldom been carried out, while the Tsuju-jisei (to pledge precepts by oneself) mainly had been in fashion. This stance to esteem becoming a monk properly through the Tsuju-jisei was based on the tradition of Shingonritsu descended from Eison of Saidai temple. It is significant that in the three monasteries of the Shingonritsu (Saimyo temple, Jinpo temple, Yachu temple), the rules and precepts of the Dharmaguptaka Vinaya were observed strictly, and that the rule of Goge-eji (monastery-life for five years) was indispensable to be a independent monk.